

平成二十一年五月十五日受領
答弁第三六六号

内閣衆質一七一第三六六号

平成二十一年五月十五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリークに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件に係る情報のリークに関する再質問に対する答弁書
一について

御指摘の答弁は、社会の耳目をひく事案等については、報道機関各社が検察当局以外の関係各方面に広くかつ深く独自の取材活動を行っていると思われることをお答えしたものである。

二について

御指摘の大野法務省刑事局長の答弁は、東京地方検察庁における新聞記者との接触等についての質問に対し、一般論としてお答えしたものである。

三について

これまで累次にわたって答弁しているとおり、検察当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと考えている。

四について

一般論として申し上げれば、仮に捜査機関の活動内容を公にした場合には、他人の名誉・プライバシー

の保護の観点から問題があるのみならず、罪証隠滅活動を招いたり、裁判所に予断を与えたり、また、関係者の協力を得ることが困難になるなど、今後の捜査・公判に重大な支障が生じることから、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄についてのお尋ねに対しては、答弁を差し控えるものである。

五について

お尋ねの「「マスコミ」に対して「西松事件」に関し予断を与える話をした」の意義が必ずしも明らかでないので、お答えすることは困難である。

六について

お尋ねは、仮定の質問であり、答弁は差し控えたい。